

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年6月27日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人代替医療 気功療法研究所

(2) 代表者の氏名

丸山 貴利

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区東九条西山町4-7 サザン京央2F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、代替医療分野における気功療法を専門的に研究し、その成果を広く府・市民に普及、宣伝し、心身の治療・生活習慣病の予防・健康増進をはかることによつて、地域社会に貢献することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年6月12日

(文化市民局地域自治推進室)